

# 介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出に関し必要な事項を定める。

## (業務管理体制の届出)

第2条 法第115条の32第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について、業務管理体制届出書（様式第1号）により行うものとする。

## (届出事項変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出事項変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、業務管理体制変更届（様式第2号）により行うものとする。

## (区分変更の届出)

第4条 法第115条の32第4項の規定による区分変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、業務管理体制届出書（様式第1号）により行うものとする。

## (電子申請による届出)

第5条 業務管理体制の整備に関する届出システム（以下、「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、第2条から前条までの規定による第1号様式又は第2号様式によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

## (関係機関への情報提供)

第6条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、都道府県に対して、情報提供をすることができる。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

## 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和5年7月10日から施行し、令和5年3月28日から適用する。

介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項  
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年月日

大阪市長様

事業者名稱  
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号							
1	届出の内容						
	(1) 法第115条の32第2項関係（整備）						
	(2) 法第115条の32第4項関係（区分の変更）						
2	事 業 者	フリガナ 名 称					
		主たる事務所 の所在地	(〒 - ) (ビルの名称等)				
			電話番号		FAX番号		
3	事業所名称等 及 び 所 在 地	法人の種別					
		代表者の職名・氏名 ・生年月日	職名	フリガナ 氏名		生年 月日	年月日
		代表者の住所	(〒 - ) (ビルの名称等)				
4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	事業所名称 計 力所	擬(証)印	介護保険事業所番号	所 在 地		
			□ 別添事業所一覧表のとおり				
5	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課						
	事業者（法人）番号	A					
	区分変更の理由						
区分変更後行政機関名称、担当部(局)課							
区 分 变 更 日	年月日						

連絡先	所属		メール アドレス		電話 番号
	フリガナ				
	氏名				

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく  
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

大阪市長 様

事業者 名 称  
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

## 変更があつた事項

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

## 変更の内容

(変更前)

(変更後)

連絡先	所属		メール アドレス		電話 番号	
	フリガナ					
	氏名					